

< 卸売市場の概要 >

1 卸売市場をめぐる法令の制定改正

- 大正 12 年 中央卸売市場法制定・・・中央卸売市場の開設を規定
- 昭和 46 年 卸売市場法制定・・・・法の対象市場が中央卸売市場から地方卸売市場まで拡大
- 平成 11 年 卸売市場法改正・・・・市場関係業者の経営体質の強化（金融上の支援措置）取引方法の改善（取引数量・価格等の公表措置）卸売市場の再編の円滑化（開設者を変更する際の手続きの円滑化）等
- 平成 16 年 卸売市場法改正・・・・食の安全・安心への対応、規制の弾力化（商物一致規制の緩和等）市場機能の強化(卸売手数料の弾力化等)

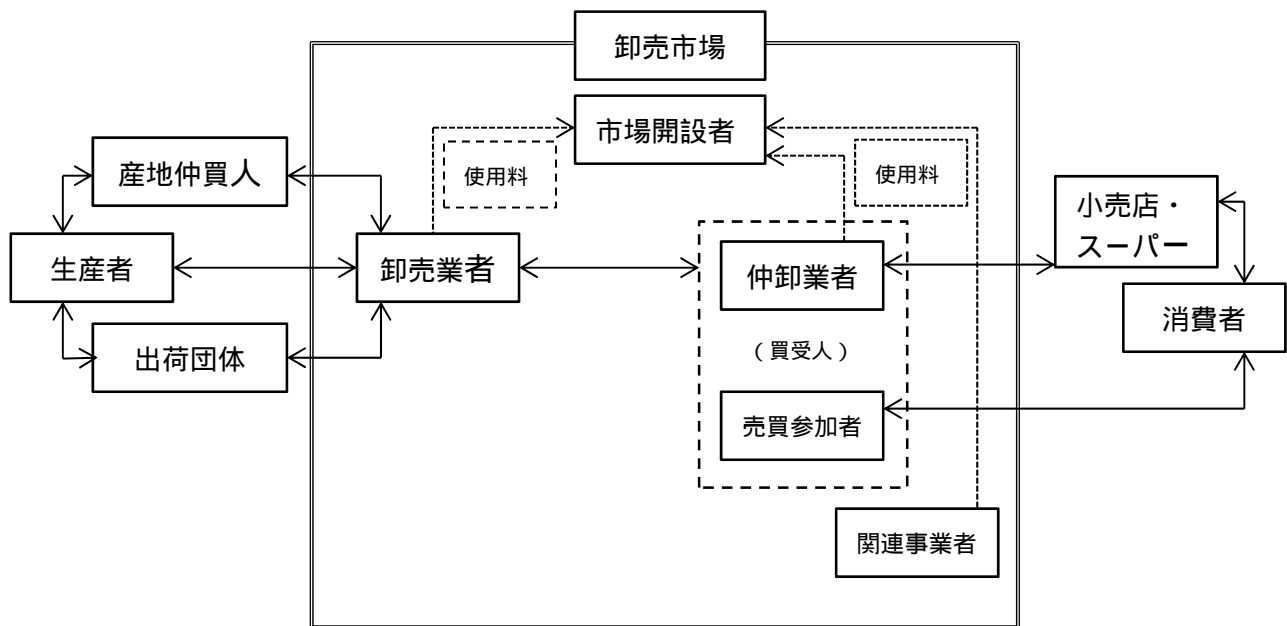
2 卸売市場に求められる役割、機能

- (1) 集荷（品揃え）、分荷機能・・・・全国各地から多種・大量の物品を集荷するとともに、実需者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に必要な品目、量へと分荷
- (2) 価格形成機能・・・・・・・・需給を反映した公正で透明性の高い価格形成
- (3) 代金決済機能・・・・・・・・販売代金の出荷者への迅速・確実な決済
- (4) 情報受発信機能・・・・・・・・需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達

3 卸売市場の種類

区 分	開 設 者	開設の許認可	卸売業の許認可	備 考
中央卸売市場 （公正かつ効率的な流通の確保を目的とした広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点）	都道府県 人口 20 万人以上の市等	農林水産大臣認可	農林水産大臣許可	中央拠点市場の場合、大型産地からの荷を大量に受け、周辺の中小規模の中央卸売市場と連携した流通を行う役割を担う。
地方卸売市場 （地域における生鮮食料品等の集配拠点）	地方自治体・民間企業・組合	都道府県知事許可	都道府県知事許可	地域拠点市場の場合、地域における集荷力強化の拠点であって、他の地方卸売市場との統合や集荷・販売での連携を行う。
規模未満市場	法規制なし	法規制なし	法規制なし	施設規模が基準に満たない市場。

4 卸売市場流通の仕組み



5 市場の取引方法

せり・・・卸売業者が、多くの買い手（仲卸業者等）に競争で値をつけさせ、一番高い値をつけた人に物品を販売する。

入札・・・値段を付けた札をせり人に渡し、最高値の札を入れた業者に落札する。

相対・・・売り手と買い手が話し合って、数量や価格を決める。

6 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な取組みにより、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

7 コールドチェーン

生鮮食料品等について、生産段階から消費段階まで所定の低温に保ちながら流通させる体系

